

## 南砺市農業委員会第3回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5年 9月 7日
- 2.開会時刻 令和 5年 10月 4日 午後1時58分
- 3.閉会時刻 令和 5年 10月 4日 午後4時08分
- 4.場 所 南砺市役所3階 302会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	平田 忠詞	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	欠	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

#### 第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 農地の非農地証明願いについて

議案第13号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第3 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長 予定時刻より若干早いですが、本日まで出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

稲刈のほうも何ごともなく無事に進んでいるのかなと思っていますが、やはり今年の暑さの影響ということで白未熟粒が多いと聞いております。前回の時も申しましたが、今後のコメの価格、概算金が若干あがったところではありますがここでまた下がるというのは、非常に農家の経営にとっては厳しいのかなということでもあります。なんと農協管内では一等仕上げ、福光農協も1等というのはちらっと聞いておりますが、それでも収量は落ちるといふふうに聞いております。今年においては天候の影響が非常に大きいということで、県のほうでは支援ということも新聞には出ておりましたが、私も国や県の動向を見ながら進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中19名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。

会長 おつかれさまでございます。先日は農地パトロールということで、26～28日の3日間非常におつかれさまでございました。ありがとうございました。今ほど事務局長からもありますが、最近朝晩涼しくなっているということではあります。やはり米の作柄は「平年並み」から数字で公表されるのが今月の終わりと聞いておりますが、富山県は「平年並み」だそうです。ただ、品質が背白・腹白とか白未熟粒ということで大変心配しております。あと晩稲の部分が残っておりますので、そこに期待をしていきたいなと思っています。本日は、自分の過去3年において経験がなかったのですが、

傍聴人がいらっしゃいます。希望者がいれば拒むものではないということで、議会と同じ取り扱いでございまして、積極的にご発言をいただければと思いますので、いつものとおり活発なご審議をよろしく願いたします。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は5番委員、6番委員の2名の方よろしく願いたします。

会長 本日は傍聴人の方がおられますので、個人情報伏せて説明及び審議をさせていただきますのでよろしく願いたします。

議長 それでは議事に入ります。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第9号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回10件の申請がありました。面積は 田 20,554 m<sup>2</sup> 畑 270 m<sup>2</sup> 合わせて 20,824 m<sup>2</sup>です。

受付番号1～3番です。

譲渡人さんはそれぞれ相続によりこの農地を取得されたのですが、任意の集落営農組織が経営規模を拡大したいということで、組織の代表である譲受人に所有権移転するものです。

受付番号4番です。

譲受人さんは、利用権を設定して申請地をずっと耕作していたのですが、利用権ではなく所有権移転して自分の土地として耕作していくことにしたものです。

受付番号5番です。

譲渡人さんが耕作できなくなったので、譲受人が経営規模の拡大のために所有権移転するものです。

受付番号6番です。

譲受人は申請地の近くに畑を所有しており、今までも申請地の草刈りとかして管理耕作していた。譲渡人が年をとってきたため所有権移転することにしたものです。

受付番号7～9番です。

譲渡人はそれぞれ県外や市外に在住しており、地元に戻ることもないため、申請地を耕作している農業法人が経営の安定を図るために所有権移転することにしたものです。

受付番号 10 番です。

譲受人は昨年立ち上がった新しい法人で、新規就農するために申請地を所有権移転し農業経営に取り組むものです。作付予定作物はさつまいもで、品種は紅はるかです。トラクターは購入予定とのことです。紅はるかは、1～2 か月寝かせる必要があるということで保冷库も購入予定とのことです。さつまいもの苗は農協さんが仕入れているところを教えてもらったので、そこから購入予定とのことです。さつまいもの栽培については、農協さんや栽培経験のある個人の方に教わりながらやっていくということでした。販売先は、最初からおいしいものはできないだろうから、まずは自家消費して、徐々に販売先を広げていきたいとのことです。将来的にはネット販売も考えていて、加工品の販売も行いたい、また地域の子供たちを招いてサツマイモ堀りとかもできるようにしたいとのことです。法人は現在代表 1 人ですが、農業作業員として 2 名採用予定とのことです。今回 4 筆所有権移転するのですが、2 筆のところでは今後別の法人さんが営農型太陽光の設置を計画しているところでもありまして、その計画を踏まえた栽培計画です。追尾型の太陽光を設置するということで常に日陰になるところは少なく、通常のさつまいもの収穫量の 8 割の収穫は確保できるということでした。

いずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。また、法人については、農地所有適格法人の要件も満たしているものと考えております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 10 番の案件は、太陽光が目的みたいな気がするんですが、審議の段階ではその要件を満たすような計画になっているけれども、許可されたあと罰則というか、具体的に法的にも何もないんですよね。

事務局 まず 3 条の許可をもらわれたら、当然許可どおりにしなく

てはいけないというのがあります。許可後に、年に1回は報告をいただいて確認をすることになっています。その段階でもし耕作されていないとか、あるいは計画どおり進んでいないということでありましたら、まずはどういうことか事情を確認することになります。それでこういう理由でできていないということであれば、その改善を求めて様子を見ることになります。いつまでも改善されないということになれば、そもそもの許可を見直さないといけないという話にもなりかねないです。正直、このあと営農型太陽光を計画しておられる以上、何かしらのことはされ始めるのではないかなと思っ  
てはいます。ただ、転用側では、さつまいもの場合の県の平均反収を参考にして、その8割を確保しますという申請をしないといけないことになっています。そこら辺がすぐには確保できないというような状況が発生する可能性はないと言  
い切れませんが、今後のこととなると様子を見ると思いますか、計画が実行されるように地域の方もそうですし、農業委員会としても確認していかないといけないことには  
なります。

〇〇委員

先ほど事務局の説明で、農業法人の場合、農業の売り上げが過半、50%以上ということでしたが、最終的には発電という部分で会社の経営として農業法人として、確実に50%になる計画になっているのですか。もともとそんなに高い単価のものでないので、経理もどういうやり方でされるのか分かりませんが、ちょっと大丈夫なのかと勝手に思っています。

事務局

すみません、説明が不足しておりました。このあと5条の一時転用申請をされるのはまた別の法人さんになりまして、さつまいもを作られる法人さんが今回の新規就農される法人さんなのですが、このあと営農型太陽光として発電事業をされるのは、また別の会社さんになられます。ですから、発電部分の事業収益というのは、今回の新規就農する法人さんとはまた別なので、今回申請のあった法人さんとしては、さつまいもによる収益のみとなります。

さきほど販売のことを説明するのを忘れていました。収穫したさつまいもは別の法人さんに買ってもらいまして、燃料みたいにされる部分とインターネットが最近はやっているので、インターネット上で販売したらどうかということも農協

さんと話していて、そういうことも考えているそうです。それとちょっと話が大きいのですが、このあと販路を広げて海外向けにも何かしたいと考えているそうです。将来的なそのような思いも持っていらっしゃるんですけど、そんな先の話よりもまずはどうされるのですかと聞いたら、まずははじめて作るものだし、そんなすぐに販売できるような素晴らしいものができるとは思えないので、自家消費じゃないですけど、営農型太陽光を計画している法人さんに売って、燃料消費することから始めたいということでした。営農型太陽光をはじめる法人は新規就農する今回の法人とは関係のある法人さんなので、さきほど言われたように営農型太陽光が目的ではないかと言われれば否定はできないのですが、ただ、下地で作物を作ってはじめてできる太陽光の設置なので、下地で作物を作るという意思はあると思います。目的が営農型太陽光設置だとしても、下でちゃんと農業をやるという申請ではありますので、営農型太陽光をやるためだからといって、さつまいもを栽培すると言っている申請を一概にだめと言えるのかどうか、そこら辺のことも含めてご審議いただければと思い、今回案件としてあげさせていただいた次第です。

〇〇委員 申請条件が合致していれば、こちらから拒むことはできないということですね。

事務局 書類上整っていれば、目的は今の場合転用ではなくて、さつまいもの栽培をするということで、農地として利用するという話なので、逆に言えばむしろ、許可できない時はなぜ許可できないかという明確な理由を示さないといけないということにはなります。

〇〇委員 ちょっとずれるかもしれないけど、上の方では農地確保して農業生産しろと言われて、片方でそういうような案件があると、ちょっと上の言っていることに矛盾を感じてしまいますね。

事務局 そうですね、結局上の考えも少しでもできるだけ農地として利用してもらう方向にかわったもので、今年の4月から3条の許可要件のひとつであります5反要件が無くなりました。果して今回の案件がその目的に合うのかと言われれば分から

ないんですが、もともとこの申請地を耕作していた農業法人さんが手を離している現状を見ると、どうなのかなと思ったりもします。

〇〇委員 自分が言いたかったのは、中山間地であれば分かるけど、今回のところはレベルというか農地として生産性のいいところだからね。中山間地だけとにかく一生懸命作物を作れと言うような上の方の矛盾をちょっと感じてしまってそんな質問をしたのです。

事務局 通常、3条申請でこのあと転用申請がありますというような案件は当然発生するはずがないのですが、営農型太陽光という性質上、今回このような案件になってしまっております。今回の3条の審議も果たして、そこを前提とした審議でいいのかという話も県の農業会議としていたのですが、やっぱりそれが出てくるのが分かっている以上、そこを無視して審議はできないだろうということで、今回はこのような審議の形でいいと思いますという話をいただき、今回このような形となっております。転用があると聞くとやっぱりどうなのかなと思う気持ちになると思います。

〇〇委員 農業をやるというよりも太陽光をやるという案件は増えてくると思うのだけれども。

事務局 太陽光だけをするということになると、そこはもう完全に農地として使わないということになってしまいます。

〇〇委員 農業しながら太陽光をするという話です。

事務局 それが今の営農型太陽光という話になるのですが、本当に農業をしないで太陽光だけになると、もう完全に農地でなくして太陽光だけを設置することになります。よく見かけるのはそういうもので、完全に農地でないところに設置されている太陽光だと思います。営農型太陽光は県内では例がなく、以前当市であった事例が県内初です。ですから皆さんには馴染みのない転用理由だと思います。なので、なぜそんな理由が認められるのかなという思いはあると思います。

- 〇〇委員 | この案件は拒むことはできないということですね。
- 事務局 | そんなことはないです。皆さんの中でこういう部分が納得できないとかこういうことを確認できないと許可はできないというふうになれば、それはそのように言っていただいて検討することになると思います。
- 〇〇委員 | 関連で聞きますが、以前あった営農型太陽光の話は、全部を含めてというお話でしたよね。太陽光をする会社と農業をするところは別という考え方じゃなかったですよね。
- 事務局 | 前は地主さんが耕作者です。地権者があくまで耕作者です。
- 〇〇委員 | 今回目先をかえて、ダブルスタンダードみたいな感じですね。発電は発電、農業は農業というふうに切り離して、農業法人は建前論でここは農業だけなんですという、〇〇委員が心配しているような見せかけのやつがいっぱい出てくる気がする。そうでなかったら、地権者自らが代表になってあとは太陽光をやってもらって、あとは地権者として見てるだけなんだというふうな感じでダブルスタンダードになるんだなと思った。こういうのは当然県内ではじめてなのですか。
- 事務局 | 結局まだ今回ので 2 例目にしかなくてないので、前回と違う形ということは初ということになります。
- 〇〇委員 | 全国的にはこういうのはいくつもあるんですか。農業法人と発電はまた別の会社というやり方は。
- 事務局 | 上下が関連会社というのは、ないことはないと思います。やはり中山間地域になれば、当然耕作者いませんから、これをするときは自分で耕作しなければいけないところがやっぱり出てくると思います。今回は平地なので、なんとなく違うとは思われますけど、これは土地の購入の話とかいろいろなところからきてると思いますので、一概に私たちが言うところではないのかなという思いもあります。地権者さんがどういうふうな考えでおられるのか、そういうところもあるのかなと思います。

〇〇委員 単純に拒否はできないとは思うんですよね。ちゃんと書類として出ている以上、審議できません・許可できませんというわけにはいかないですよね。相手から行政手続き上のことについて、行政監督局に飛び込まれたら、何しているのかと行政が叱られることになるわけですもんね。農業法人一社で両方やるんだったら、農業でさつまいもを作ってた、経営的に発電よりも農業が過半になれるのかと言えるけども、二つに分けてやりますって言われたら何も言えないので、うまいことやられたなと思ってしまいます。行政手続法の話なので委員会としても拒むことはできないので、これおかしいですよと指摘できるのならいいけどできないので、いつまでも放っておけないし、こういう条件をちゃんとやるなら許可しますよというふうにするしかないんじゃないかと思います。

事務局 当然先ほど説明したとおり、今後営農計画を実行してもらわないといけないし、8割の収量を、つまり減収を2割以内に抑えてもらわないと指導というか、守られない場合は一時転用の取消しというような処置もできないことはないと思います。

〇〇委員 一時転用を取り消すことできるんですね。

事務局 一時転用はできます。

事務局 こんな話をするとなんですけど、全国的に営農型太陽光で下地の営農がされてない、あるいは収量が8割確保できていないという案件は結構あるらしく、このあと多分厳しくなってくると思われるので、それにしっかり対応できていない場合は、こちらとしましても是正勧告とかいろいろなことはしていけないといけないと思っています。その辺捨てづくりみたいな感覚でやられると、取消しということも今後考えなければいけないかなと思います。

〇〇委員 お勉強会があった1週間か10日あとに、偶然NHKの教育放送を見ていた。あの事例と一緒のパターンがあって、うまくいっていなかった。3年たって収穫期になっているんだけど、全然人参になっていなかった。これはこの間の案件と同じだ

など思ってみていて、発電したらお金になるというところからスタートしてるものだから、農地転用を単純にやろうと思ってもなかなかできないし、どっちかという民間主導型で変わったものが計画されて出てきたのが実態でないかなと思う。そこまで踏み込んではいなかったけど、とにかく見たらこの間の案件と一緒にだなど思ってみてました。丸3年たったけどものになっていないという話で、なかなか難しいものなんだなど思ってみてました。さつまいもはさつまいも、発電は発電というやり方がまかり通ったらえらい難しいことになるなど思ったもので、事務局大変ですけど追跡調査をお願いいたします。

事務局

一時転用は一時転用というだけあって、期間が区切られています。この間の案件は3年だったと思うのですが、この次に出てくるのもまずは3年しか認められないなど思っております。さきほどお話があったようにちゃんと耕作されていない場合は、3年終わったあとに更新の申請ができるのですが、そのときに認めるか認めないかというタイミングはあります。そこでちゃんとやっていないから認めないということになれば、そこで終わりと言いますか事業は継続できないということになりますので、一時転用に関しては状況を見て継続できないということは可能になります。ただ、3条所有権移転に関しては、今認めたらよっぽどのがない限りは基本的にはずっと認めることになるので、みなさんの納得がいかない部分があるのであれば、そこは十分審議すべきと考えます。

〇〇委員

3年後に結論がでるということですよ。

〇〇委員

今日の審議というか、これまでに至るにはそれなりの書類も出てるのですよね。地元のほうも説明なり了解を得ているということなのですよ。それって要らないのかな。

事務局

了解したという書類を提出しなければならないということはないです。3条の関係で言いますと、同意書をつけないといけないということはないですし、隣接耕作者の同意も必要ないです。地元の方との関係で言えば、先ほど許可基準のところでも申し上げました地域との調和要件という部分になってきて、農薬の使い方だとか用水の管理だとか、そういうところ

で地域の方と協力してやりますという部分になります。転用に伴う土地改良区との話の中で、地域の方への説明は何回かされていますが、前の件のように地域全体として同意している雰囲気ではない感じです。

〇〇委員 我々としては反対する理由もないと思うのです。とにかくやりますと言っているのに、とんでもない建物を建てるというわけでもないですから、ここで黙って時間が過ぎても仕方がないので、ある程度認めるものは認めて、3年後はここにいるものは全員がいるわけでもないですし、結局は事務局に確認してもらわなければならないわけです。ある程度事務局にお任せするしかないと思う。

議長 地元の委員さんということで、〇〇委員さんご意見をお願いいたします。

〇〇委員 はい、私はこの7月から新しく農業委員になったわけなのですが、その前に数回地元説明会ということで出席して、この案件に絡む説明会、さつまいもを作る説明等ありました。地元には私に説明する前に何回か説明しておられたそうです。説明会の折には当然排水計画の関係、太陽光を作るにあたって台風が来た時どうするのか、雪が降った時どうするのか、敷地に対してフェンスを作るのかといったようなさまざまな質問のやりとりがありました。そういったことの中で、双方納得しながら今後の転用に関しましては、私の思いとしてはですが、この関係の会社と地元と覚書を作ったうえで、何らかの形で納得していくというか、向こうの会社さんが何と言われるか分からないのですが、地元としては覚書を作ったりして何とか心配事の解消、今ほど言いました風・周囲の草刈り・排水対策等々5項目ほどあったと思いますが、そういった形でいくように内々に聞いております。この3条の申請の提出に関しては、ハンコをもらいに来られたときに私のほうで軽微なところについて言いまして、それが整いましたのでそれでOKかなと思いまして、押印・記名をしたわけでございます。簡単ですがそんなようなところですよ。

議長 はじめて農業する人なので、当然この案件には指導者がいると思うのだが、それはちゃんといるのか。

事務局 農協さんにまず指導を受けたような内容になってましたし、個人の方でさつまいもの栽培経験のある方の指導を受けるような内容になっていました。

〇〇委員 私のところに申請書が出たときには、新規の方なものですから、どのような計画でおられるのかとお聞きしました。その方はまだ学生さんなものですから、今現在はとにかく計画の段階で、土地の草刈りはしっかりしますということは言っておられましたし、一生懸命取り組むということだったので、私としてはたまに見にいったって、ちゃんとやっているかの確認くらいはしなくちゃいけないなどは思っています。とにかく申請書が揃ったうえではこちらとしては、断る理由がないだろうということで記名・押印をしたところでございます。

議長 さつまいもをたくさん作っておられる〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇委員 品種にもよりますけど、地面はもともと田んぼなんですか、今年は。

〇〇委員 今年は休んでいます。休耕地です。

〇〇委員 泥さえ細かくなれば、たぶん生産できると思いますけど、この面積を何人でやられるのか分からないですが、1枚だけでもたぶん1人・2人ではできない。3枚全部使うということになってそれをずっと続けるということになれば、4人も5人もいるんですけど、さつまいもってその時期しか人が要らない。要は畝起こして、畝あげて、植えてしまえば今くらいまでずっと暇なんです。今からまた2か月ほど収穫して終わりなんですよね。そんな中で会社と言われたら、残り何するのって話になる。生活できるかできないかは別として、さつまいもだけでやるというのはという思いもある。自分たちからしたら、あまっている土地を使って作っておけば、勝手になるから、あとは違うことをして、その時期になったらまたさつまいもをやっているという感覚でやっているもので、それ自体をそれだけでやると言ったら、あとは何するのかなと思ってしまふところもありますし、ビニールをもし使われたら産廃の

関係もすごく出ます。

〇〇委員 私の聞いている範囲では、単純に露地栽培となっていますけど、露地栽培でもビニールは結構でるのか。

〇〇委員 マルチしますので。

〇〇委員 マルチですね。

〇〇委員 仮に何反か分からないですけど、だいたい自分たちは3反田1枚は24列なんです。24列だと100mで1本でもかなりの本数を使うんですよ。これをずっと続けるとなると、自分たちならだいたい年間産廃に5~6万は使いますし、ビニールを買うのにもっと高く値段かかるし、それになおかつ中にソーラーつけるというのであれば、面積が減る関係上、そんな難しいことできるのかなと思います。建ってないところをずっと畝にするって言われますけど、実際の話そのままやっていても芋にならないですよ。薬かけないといけないし。何もしない状態ならたぶん1年くらいは大丈夫だと思いますが、2年目くらいからは絶対虫が入ると思います。それに関係する薬をかけないといけないですし、全然違う薬をかけないといけないので、周りの田んぼの人がどうされるか分からないですけど。

〇〇委員 ほかのところに薬害が出るということですか。

〇〇委員 薬害というか、自分たちは周りが柿の木畑なので全然気にしなくていいのですが、隣が田んぼなら周りにかかったらとかいろいろ難しいこともあるのではないかと思う。やられると言われればそれまでなんですけど、周りの人が大丈夫なら大丈夫だとは思っているので、何とも自分は言えないですが、ただ、ほんとさつまいもだけだと暇です。

〇〇委員 収穫の機械も芋ほりみたいなわけにはいかないのかな。

〇〇委員 うちは全部機械です。収穫は最終的には手で集めますけど、その籠も要るし。

〇〇委員 太陽光の支柱の話はまだしてはいけないのかもしれませんが、頭に太陽光のパネルもあるからその間に収穫機は通れるものですか。

〇〇委員 それは大丈夫です。19馬力か20馬力しかないのです。

〇〇委員 そんなに大きくないんですね。

〇〇委員 大きくないです。

〇〇委員 太陽はあまりあたらないけど、収量はどんなもんですか。

〇〇委員 それはやったことがないので分からないですけど、人に聞いたら朝日さえ当たればある程度は何とかなるかなという言い方はされました。ただ、周りの人たちが関係あるから、雨降れば大丈夫だけど、水とかも絶対やらないといけないし、売り先も言われていますがそんなに甘くはないと思います。最終的にはお金の関係で何割とかでるんでしょう。

事務局 8割の話ですか。8割は収量です。

〇〇委員 収量ですか。なら大丈夫なのかな。

事務局 出来の悪いものでも8割穫ればということにもなるかもしれないが、そこは何とも言えないですよ。

〇〇農協が、今紅はるかをすごく勧めておられて、聞いている限りでは焼酎も作られているみたいですから、その関係で〇〇農協さんの協力というのは、どこまで受けられるのか、例えば機械の協力とかもいろいろ受けれるのかはっきり見えてないところもあります。ただ、みんなと同じようにマルチにはするので、処分も同様にやってもらえるのか、そういう話が出るのか出ないのかというのはこれからの話になってくるのかなと思われます。ただ、人員のことも質問は私たちもしておりまして、若い人同士で確保はできるのかなと、役員が1人なので、役員が1人で草刈りをすれば、150日はクリアできるので、先ほど説明しました要件には合致してくるのかなと思います。ただ、その法人で単純に儲けが出るか出ないかという話になれば、どうかなという部分はあります。ただ、

農業法人というものが黒字赤字関係なく、上物が儲かるという話になれば連結決算とかいろいろな話をされると、向こうはそんなに気にしていないのかもしれないです。下地をしっかりとしてもらえるかということが私どもの確認なので、農地を正しく使ってもらわないとこういうところで諮れないものですから、太陽光発電を作ろうが作らんまいが下のほうをしっかりとやってもらえないと認めるわけにはいかないということになる。

〇〇委員 若い人が農地を耕そうという気持ちがあれば非常にありがたい。

事務局 これが、〇〇農協が紅はるかを勧めている、そんな中で新たな特産になるという話で進めていけるのであれば、それはそれでいい話だとは思いますが。

〇〇委員 参考としてさつまいもの話です。〇〇農協が、今年から約2ha、試験で〇〇〇〇さんが現場を担当して2つの集落で栽培している。農家さんは〇〇市の方が圧倒的に多いとは聞いていますが。春先植えたときはあまりたいしたことなかったのですが、今行ってみたらすごく立派になっていて、手をかけてないのにいいのになっているな、さっき〇〇委員さんも言われたようにちょっとだけ水管理してそれでいいのになっている。あとは焼酎屋さんが買ってくれば、市場には出ていくみたいです。

〇〇委員 どんなこともそうですけど、売り先さえあればいいのですが、あっち売り、こっち売りというのが大変だと思います。

〇〇委員 焼酎屋さんも鹿児島に送っていて、小さい芋は要らないと言われる。ひとつ1kg~2kgないとだめなんです。加工しないといけないからですけど、そういう品種を使っているから大きくなる。紅はるかで1kg~2kgにすると言ったらよっほどできない。さつまいもって肥料をやると蔓ばかりになってしまうので。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 反対する理由がないので、認めざるを得ないが、今後のことをどう見ていくのかということですよ。本当にやっているのか。太陽光パネルをするために計画を立てたようにもとれますが、書類上整っているのでは様子見るしかないと思います。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第10号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回2件の申請があり、田 102 m<sup>2</sup> 畑 45 m<sup>2</sup> 計 147 m<sup>2</sup>です。

車庫敷地	1件	畑	1筆	45 m <sup>2</sup>
住宅敷地	1件	田	1筆	102 m <sup>2</sup>
計	2件		2筆	147 m <sup>2</sup>

受付番号1番です。

R5.4月除外案件です。申請人は、県外在住者だが定年退職したことにより、地元と県外を行き来する二重生活をしたいと思っていた。それで、自身の実家の敷地を調査したところ、

車庫 2 棟が建っていた申請地が無断転用であることが判明した。父の代のこととは言え、是正申請をしてきちっと許可を取得して整理しておくものです。

農地区分は第 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号 2 番です。

R5.4 月除外案件です。申請人が、R4.7.14 に相続により取得した農地で、相続の手続きの不動産調査により本申請地が無断転用であることが判明したため是正申請をするものです。

農地区分は第 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 11 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請があり、田 1,584 m<sup>2</sup> 畑 345 m<sup>2</sup> 計 1,929 m<sup>2</sup>です。

住宅敷地	2 件	田 1 筆	33 m <sup>2</sup>
		畑 1 筆	345 m <sup>2</sup>

駐車場敷地	1 件	田 2 筆	1,551 m <sup>2</sup>
計	3 件	4 筆	1,929 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

R5.4 月除外案件です。譲受人はアパートに居住しており、子供が生まれたので新築を計画。子育てに両親の協力が必要ということと、両親の介護を考えて奥さんの実家近くに建てる計画をしたものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 2 番です。

R5.4 月除外案件です。譲受人は結婚 3 年目で妻が出産予定です。アパートでは手狭になるとうことで住宅の建築を計画。共働きで子供の面倒を見てもらうこと、祖父の介護を考えて実家の敷地内で計画したものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 3 番です。

R5.4 月除外受付案件です。

譲受人は井 I T 系の会社です。現在はコロナの関係でテレワークで対応してしのいでいますが、意思疎通や業績把握の面での課題も多く、今後は通常勤務にしていく方針で、駐車場が 30 台不足することになるとのことです。毎月の定例全体会議を開催しており、その際の参加者は 100 名ほどになるため駐車場が足りない。数台での乗り合わせをしたり、1 km を徒歩で移動するなどして対応しているが効率が悪いとのこと。さらに業務拡大に 40 名増員も予定しており、新たに 45 台分の駐車場を計画したものです。これにより駐車場台数は 106 台となり少しでも解消することができるとのこと。農地区分は公共施設整備済地域ということで 3 種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

農地区分は公共施設整備済地域ということで 3 種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 12 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 12 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 2 地域で 2 件の申請がありました。  
〇〇地域で 畑 1 筆 26 m<sup>2</sup> 〇〇地域で 畑 8 筆 21,251 m<sup>2</sup>  
計 9 筆 21,277 m<sup>2</sup>の申出がありました。

1 番目の案件です。所有者は、昭和 58 ごろに一家で富山のほうに移り住んでおられまして、県庁の 0B の方らしくて、一切畑へは行ったことがない、最初お越しになったのが夏前だったと思うのですが、20～30 筆相続を受けたということで、これから手続きせんなんと言っておられたのですが、実際確認してみますと森林組合の関係ですでに非農地認定されていて、残っていたのがこの 1 筆だけだったということで最終的に申請を受けまして、一昨日〇〇委員さんと現場の方を確認してきました。登記の公図は絵図らしくて、それが出せないということで、申請人さんが一生懸命手で写してこられたものです。現場でも非常に分かりにくいなと言いながら、この辺が道路かなということで道路から見下ろしたのが資料にのっている写真になります。木が生えていて周り一帯も木が茂っている状態でした。

2 番目の案件です。所有者は、昭和 40 年代ごろから一切何もしていないというお話でございました。申請地の様子は写真のとおり法面のような崖のようなところであり、落石防護柵の設置によりまして、長年道路改良事業などがあったもので、こちらもなんとか確認に行けたような形です。すべて萱場だったのか桑畑だったのか畑があったのかなというような状況でした。合わせますと 2 町を超える面積で非常に大きいん

ですが、ご同行いただきました〇〇委員さんからも一言お願いいたします。

〇〇委員 事務局と一緒に回ってきたのですが、急傾斜のところを畑にしたという形で、たぶん桑畑か萱を作っていたので、畑になっていたのだと思います。現在は命をかけないと耕作できないほどの急傾斜になっていました。

事務局 ありがとうございます。以上です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 12 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 13 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 9 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、20 件・37 筆の申請がありました。面積は、田 37 筆 52,941 m<sup>2</sup>です。

この秋から時期的に農業公社さんとの絡みで件数が少なめになっております。

7～8 番と 13 番は、二人で受けることになっているのですが、もう一人含めたお三方のグループみたいなところでやっ

るみたいで、水の管理とか草の管理とか全部外したいということで、0円設定になったと聞いております。

15番は、仲間田ということで継続ではありますが0円設定にしたということです。

16番は、地域柄ということで0円設定となっております。

17番は、これまでは法人さんに耕作となっていたのですが、仲間田ということで、変形田が3つくらい合わさっているところだったので今回変更することにしたものです。

20番は、新規で頑張っておられる自然農法の一般法人さんで、以前に農業新聞の記事を依頼したこともあるところです。県外から来られた方が会社を作られて農地を借りられるわけなんですが、一般法人ということで解除条件付きの契約になっております。0円設定で新規で始められるということです。

流動化率は前回より微減の59.59%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

自然農法ですが、ちまたでは、60kgの値段がここにいる人のほとんどが1俵1万2~3千円くらいで売ってるところ、自然農法では4~5万ほどで売っている。そのことについて文句を言うつもりはないが、実は我々のやっている従前の県なりJAさんが言ってる営農の手引きに書いてあるようなやり方と自然農法の方のやり方は相反するわけです。防除すると困ると言われ、片方は防除するものからすれば、粗暴農業じゃないかと言う、私たちに迷惑をかけているんだとお互いにけんかになる。この辺は事務局長のところ、農政は仲裁も含めてこれみんな地元任せきりになっているのですか。

事務局

市としても、そういうこと、ドリフト関係とかいろいろ考えて、双方いろいろ関係が出てくると思うので、自然農法の方は集めていきたいとは考えている。〇〇〇〇のところで野菜関係とか田んぼもそうなんですけど、そちらのほうにも集めていっておりますし、今回の案件については、場所的に〇〇〇〇ということで、山の中で周り誰も農業できる人がいないということですから、そういう山間地に近いところで地域の活性化も含めてやってもらおうという形で、ゾーニングというものはある程度考えていきたいと思っています。どこで

もやってくれという絶対いさかが出てくるので、ご存知のように〇〇地域には有機 JAS の方もたくさんおられますが、1m空けとけばいいというようなことも言っておられるので、そういう人はそれでいいのかもしれないですが、新しい方はできるだけ地域にあまり迷惑のかからないようなところをお願いしたりして、ちょっと条件が悪いようなところに結構行ってもらったりしています。

〇〇委員

今回の事例の場合は、中山間地域やらちょっと奥まったところだったので、そこだけが独立しているからそれはそれでよかったとは思いますが、実際この平場で本当に市役所に苦情を申し入れるようなレベルまで来てるならいいけど、やっぱり地元の中でけんかしておられると、聞こえても聞こえないふりをしているんだと思うけど、農業委員もどっちの側に立つわけにもいかないし、こういう問題をたぶん市が示さないと、というか農業委員会事務局長ではなく農政担当課長さんとして、市長はどっちかという自然農法大歓迎という立場にいらっしゃるけど、ちょっと待てよと、大部分が従前の農法をしているのに、特異な人たちの側に立たれたらとても弱ってしまうのです。そのことも市長に説明してもらわないといけないし、そういういざこざのところを表面化してしまっただけからどうにもならないようになるよりも、ある程度こういうふうを考えましようねという指針がなかったら大変なんじゃないかな。農業委員のところに来た時には、もういざこざが強烈なところまでいってしまっただけから話が来る、農地の苦情という話でなくて、違うもう感情論のところについてしまっただけから、自分も昔おつきあいしていた方が自然農法の側に行かれたけど、そしたら黙礼はするけど、今であいさつはしないということになるもので、私は全く居住エリアが全く違うんだけど、若いころはおつきあいしていたのに、全く顔を合わせない感じでお互い通っていくというようなことになるもので、これはどっかで繋げないと、こういうふうにやりましよう大きなビジョンを作ってやらないと、ここで紛争が起きたから農業委員に仲裁してと言われても、それは経験豊かな会長さんでもなかなか両方にいい顔できないんじゃないかと思う。反収は確かに減るけども、今回みたいに青未熟粒とか乳白みたいのがいっぱいあってもそれなりの値段で売れていくからね。従前の農法でやっているJAが

推奨しているようなやり方でしているものからすれば、勝手なこととしてとみんな思っているけど、あんまり強く言えない。だけど、私は利用権設定をしないままで市街地に近いところで3年間ほど田んぼを作っていたのだが、防除したら、誰に断って防除してるのかと苦情を言われたので、結局今年の1月やら2月に堪忍してくれと、こんなひどいなら今年から水稲できないと地主さんに返した。文句言う人も、私はこんな状態になるんやと喧々諤々と言われるもんだから、もうこれはできないと思ってお返しした。営農の仕方が違っていることでこういう問題が起きるようなところは、ある程度このエリアはこうですよというのまでは決めれなくても、緩やかなものは決めとかなないとちょっと都合悪い時代がきているのではないかと思う。この方みたいに人里離れたところでやるならいいけど、農政担当部局として、自然農法というところにも目を開けてやらないといけないのだけど、こちら側はどうしましょうとか、こういうエリアはこうしましょうというのがないとお互いにわだかまりを持ちながら顔合わせてやるというのは今の時代にあわない気がしているので、これは将来ビジョンとしてお願いします。

事務局

若い新規就農者の方も有機農業多くなってきてますので、当然そういう方の農地は、そういうところ気をつけるようには言っております。私たちもエコビの方でオーガニック街道という話が出たのを立野原東地区とかそういうところと言ってます。〇〇地域の方で大きい担い手農家さんが5町ほど有機をやられたりしてますので、そういう風潮になっていくのかなと思います。そこは自分のところでしっかり管理していただくしかないかなと思います。新しく入ってくる方には、ゾーニングということも考えていきますので、トラブルのないようにはしていきたいと思っています。

〇〇委員

5町まとまってやっているのか。

事務局

まとまっているかは把握してないですが、山際のほうです。

〇〇委員

農法について農業委員会は何も言えないでしょう。何か許可するときそういうトラブルがあるということで、許可しないということではできません。

議長 この件に関しましてはまた農政部局で検討いただくということでお願ひします。

議長 ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 10 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 4 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 7 件の届出がありました。

面積はすべて田 17,340 m<sup>2</sup> です。

受付番号 1 番は、3 条申請をするために合意解約したものです。

受付番号 2 番は、仲間田になっている耕作者へ変更するために合意解約するものです。

受付番号 3 番は、3 条申請をするために合意解約したものです。

受付番号 4～5 番は、5 条申請をするために合意解約したものです。

受付番号 6 番は、3 条申請をするために合意解約したものです。

受付番号 7 番は、このあと中間管理機構通しにして耕作者も変更するために合意解約したものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 その他について事務局からお願いします。

事務局

- ・ 農地パトロールのお礼
- ・ 懇親会の精算について
- ・ アグリとやま 130 号配布
- ・ 11/16 農業委員会研修大会  
11/2 までに出欠及び交通手段を連絡
- ・ 10 月 12 日農業委員・農地最適化推進委員合同研修会を予定
- ・ アンケート 10 月中旬に発送予定

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和 5 年 11 月 2 日（木）午後 3 時から、場所は南砺市役所 302 会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 4 時 08 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長